府民等への要請

別添資料１

※政府対策本部において、大阪府が「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外された場合に発効

① **区域**　　**大阪府全域**

② **要請期間**　**10月１日～10月31日（ただし、今後の感染状況に応じて要請内容を判断）**

③ **実施内容**

●府民への呼びかけ　（特措法第24条第９項に基づく）

○ **混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること**

○ **要請時間以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること**

○ **都道府県間の移動の際は、感染防止対策を徹底**

○ 感染防止対策を徹底すること。重症化リスクが高い40代・50代は、特に、注意すること

○ ４人以下※1でのマスク会食※2の徹底

※１　家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない
※２　疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

○ テレワーク等、柔軟な働き方を行うこと

●<u>大学等へのお願い</u>（特措法第24条第９項に基づく）

○　学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること

・クラスター発生のリスクがある部活動（特に、合宿や練習試合）

・多人数が接触する活動及び前後の会食

・旅行や、自宅・友人宅での飲み会

○　授業は、人と人との接触をなるべく減らすためオンラインを活用するとともに、
面接授業の場合、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること

○　学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

○　発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること

●経済界へのお願い（特措法第24条第９項に基づく）

○　在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の低減を行うこと

○　職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること

○　休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること

○　業種別ガイドラインを遵守すること

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）　（特措法第24条第９項に基づく）

➢ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

収容率※１		人数上限※１	営業時間短縮
大声なし※２ クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会　等	**大声あり※２** ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演（キャラクターショー等）、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント　等	5,000人 又は 収容定員50％以内 （≦10,000人） のいずれか大きい方	21時まで※４ （法に基づかない働きかけ）
100%以内 **（席がない場合は適切な間隔）**	**50％以内※３** **（席がない場合は十分な間隔）**		

※１　収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）
収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（１ｍ）を確保できること

※２　イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合（映画館等）は「大声なし」と扱う

※３　異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。
すなわち、収容率は50％を超える場合がある。

※４　飲食の提供は、21時まで。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は、11時~20時30分）　（法第24条第９項に基づく）
酒類提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一グループ４人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。

（イベントを開催する場合の要請内容）

◆　国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

◆　全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること

●施設について（府有施設を含む）　飲食店等への要請　（特措法第24条第９項に基づく）

施　設	要請内容	
	ゴールドステッカー認証店舗 （８ページ参照）	その他の店舗
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) **【遊興施設】** キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※１、カラオケボックス※２等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 **【結婚式場】** 食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設	**○営業時間短縮（21時まで）** **○酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は11時～20時30分** **○同一グループ・同一テーブル原則４人以内※３** **○カラオケ設備の利用自粛**	**○営業時間短縮（20時まで）** **○酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は自粛** **○同一グループ・同一テーブル原則４人以内※３** **○カラオケ設備の利用自粛**

※１　インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。
ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。

※２　カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。

※３　同居家族の場合は除く

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第９項に基づく）

施設の種類	内　訳	要請内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	**【営業時間】** 21時まで （法に基づかない働きかけ） **【その他】** 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション　等	

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第９項に基づく）

施設の種類	内　訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	**【人数上限・収容率】** イベントの開催制限と同じ **【営業時間】** 21時まで （法に基づかない働きかけ） **【その他】** 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館　（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ　等	
博物館等	博物館、美術館　等	

※　飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

感染防止認証ゴールドステッカー　制度概要

参考

概　要

感染症に強い強靭な社会・経済の形成を図っていくため、
飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる
環境整備につながる、認証制度。

対　象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）
・手指消毒の徹底
・食事中以外のマスク着用の推奨
・換気の徹底、CO2センサーの設置
・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の
積極的な利用の推奨
・コロナ対策リーダーの設置　　等

問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター　（開設中）
電話番号：０６－７１７８－１３７１
開設時間：平日９時３０分～１７時３０分

時短要請等コールセンター

特措法に基づく営業時間短縮要請等の内容にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：**平日９時３０分～１７時３０分**

受付電話番号：０６ー７１７８－１３９８

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定